

宿毛市審査請求に係る標準審理期間を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第16条の規定に基づき審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間(以下「標準審理期間」という。)について必要な事項を定める。

(標準審理期間)

第2条 市長が審査庁となるべき行政庁である場合の標準審理期間は、9月とする。ただし、次に掲げる期間は、標準審理期間から除くものとする。

- (1) 審査請求書に不備がある場合の補正に要する期間
- (2) 口頭意見陳述その他審理関係人の審理手続の申立ての有無の事情によって変動する期間
- (3) 審理関係人又は審査庁の調査審議手続の申立ての有無その他幡多広域市町村圏事務組合において設置する行政不服審査会の責めに属さない事情によって同審査会の調査審議に要する期間
- (4) 行政不服審査法第43条第1項第2号に規定する議会等の議を経て裁決をする場合又は同項第3号に規定する審議会等の議を経て裁決をする場合における当該議を経るまでに要する期間

(標準審理期間を公にする方法)

第3条 前条に規定する標準審理期間は、審査庁の事務を処理する課に備え置くものとする。

附 則

この告示は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年3月25日から施行する。